

平成 30 年度文京区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、文京区（以下「区」という。）が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、区が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等から調達する物品等は、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえた次に掲げるものとする。

(1) 物品

食品類、印刷物その他障害者就労施設等が供給可能な物品

(2) 役務

封入封緘、折込み、点字入れ（刻印）、設営・撤去、シュレッダー作業、公園清掃その他障害者就労施設等が供給可能な役務

4 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設
- (2) 障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定する地域活動支援センター
- (3) 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 7 4 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者
- (8) 障害者雇用促進法第 7 4 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

5 物品等の調達目標

区は、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達実績額が前年度の実績額を上回ることを目標とする。

6 調達実績の公表

この方針に基づき調達した物品等の調達実績は、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、区ホームページにより公表する。

7 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。
- (2) 物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう次の観点についても配慮することとする。
 - ア 可能な限り分離し、又は分割して発注を行うなど発注方法を考慮するものとする。
 - イ 履行期間及び発注量を考慮するものとする。
 - ウ 性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明をするものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約も活用する。
- (4) (3)による随意契約を行うときは、文京区契約事務規則（昭和39年規則第11号）第39条の2の規定により、公表を行う。